

ジオパーク学習にかかる講師無償派遣に関する規定

令和4年4月1日

一般社団法人美しい伊豆創造センター

ジオパーク推進部

1. 趣 旨

一般社団法人美しい伊豆創造センター（以下、「美伊豆」という。）は、未来の社会を創る地域の子どもたちが伊豆半島の大地の成り立ちと人々の歴史や文化とのつながりを学ぶことで地域の良さや魅力に気づき、郷土愛を育む学習（以下、「ジオパーク学習」という。）を学校、地域とともに連携して広めている。についてはジオパーク学習の効果的推進を支援するため、美伊豆において選定した適切な講師を2. に定める学校に美伊豆の予算の範囲内で無償派遣する。

2. 対 象

対象となる学校は次のすべてに該当するものとする。

- (1) 伊豆半島ジオパーク域内に所在する学校教育法第1条に定める学校
- (2) 世界認定(平成30年4月)以降、美伊豆(旧伊豆半島ジオパーク推進協議会を含む)を通して初めて外部講師を招きジオパーク学習を実施する学校
- (3) 次年度以降も(一定期間)継続して実施する計画のある学校

3. 定 義

この規定において外部講師とは、認定ジオガイドまたは特定の分野を専門とする者をいう。

4. 講 師

講師は派遣先の学校長の監督のもと、座学及びフィールドワーク(野外学習)にかかる学習を指導する。

5. 申 請

この規定に定めるジオパーク学習にかかる講師の無償派遣を受けようとするものは、ジオパーク学習にかかる講師無償派遣申請書(様式第1号)を美伊豆に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請に基づき審査の結果、無償派遣することと決定したものに対しては、ジオパーク学習にかかる講師無償派遣決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

附 則

この規定は、令和4年4月1日に施行する。